

# 令和7・8年度富山県くらしのアドバイザー募集のお知らせ

令和6年12月27日

富山県県民生活課

富山県では、地域における消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、県民の消費生活に関する意見、要望等を把握し消費者行政に反映させるために、「富山県くらしのアドバイザー」を設置しています。

このたび、消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等にご協力いただける方を募集します。詳細は次のとおりです。

## 〔応募要領〕

- 1 応募資格** 年齢20歳以上の富山県内にお住まいの方で、消費者問題に関心を持ち、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方（ただし、常勤の公務員、富山県消費生活推進リーダーは除きます。）
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載のうえ、県民生活課まで郵送、持参、メール、FAXでお申し込みください。  
申込書は、県民生活課、県消費生活センター（本所・高岡支所）、市町村消費者行政担当課、富山県消費者協会に備え付けてあります。また、県民生活課ホームページからダウンロードできます。  
〔 県民生活課ホームページ ダウンロード先  
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/adviser/041214.html> 〕
- 3 応募先** 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県生活環境文化部県民生活課くらし安全係  
メール：akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp  
FAX：076-444-3477
- 4 応募締切** 令和7年1月24日（金）  
郵便の場合は、当日の消印有効  
持参・メール・FAXの場合は、当日午後5時15分まで
- 5 募集人員** 40名程度

- 6 選 考 居住地、その他申込書記載事項を考慮して選考します。
- 7 選考結果 選任された方には、令和7年3月中旬に本人に通知します。（採用されなかった方には、連絡いたしませんので、ご了承ください。）
- 8 任 期 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
- 9 活動内容 ①消費生活知識の普及啓発活動（随時）  
・消費者啓発講座「くらしの相談会」の企画、実施  
・県及び市町村が行う啓発講座等の補助  
・地域住民への啓発  
②アンケート調査等の回答（随時）  
③意見・要望など県消費者行政への提案（随時）  
④不当表示や過大景品の監視（随時）  
⑤地域住民からの相談受付及び窓口案内等  
⑥生活関連物資の価格動向や需給状況の調査（随時）  
⑦研修会等への参加（年2回）  
⑧活動報告書の提出 等
- 10 謝 礼 等 上記①～⑨の活動実績を考慮の上、謝礼金を支払います。
- 11 そ の 他 ・選任された方については、広報誌等で、氏名及び居住地域を公表させていただく場合がありますので、ご了承の上、ご応募ください。  
・くらしのアドバイザーとしてふさわしくない行動があるような場合は、委嘱を取り消すことがあります。

〔お申込み・お問合せ先〕

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県県民生活課くらし安全係

T E L 0 7 6 - 4 4 4 - 3 1 2 9

F A X 0 7 6 - 4 4 4 - 3 4 7 7

M A I L akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)